

平成30(2018)～32(2020)年度

第7期神戸市介護保険事業計画 神戸市高齢者保健福祉計画のあらまし



神戸市

神戸市では、平成29年（2017年）9月末の時点で、高齢者数は約42万人に達しており、さらに、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年には、高齢者数が約46万人となり、約3人に1人が高齢者という状況を迎えることとなります。

こうした状況をふまえ、神戸市では、このたび策定しました「第7期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画」において、高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアの構築や、制度の安定的な持続性の確保などに取り組んでいくこととしています。

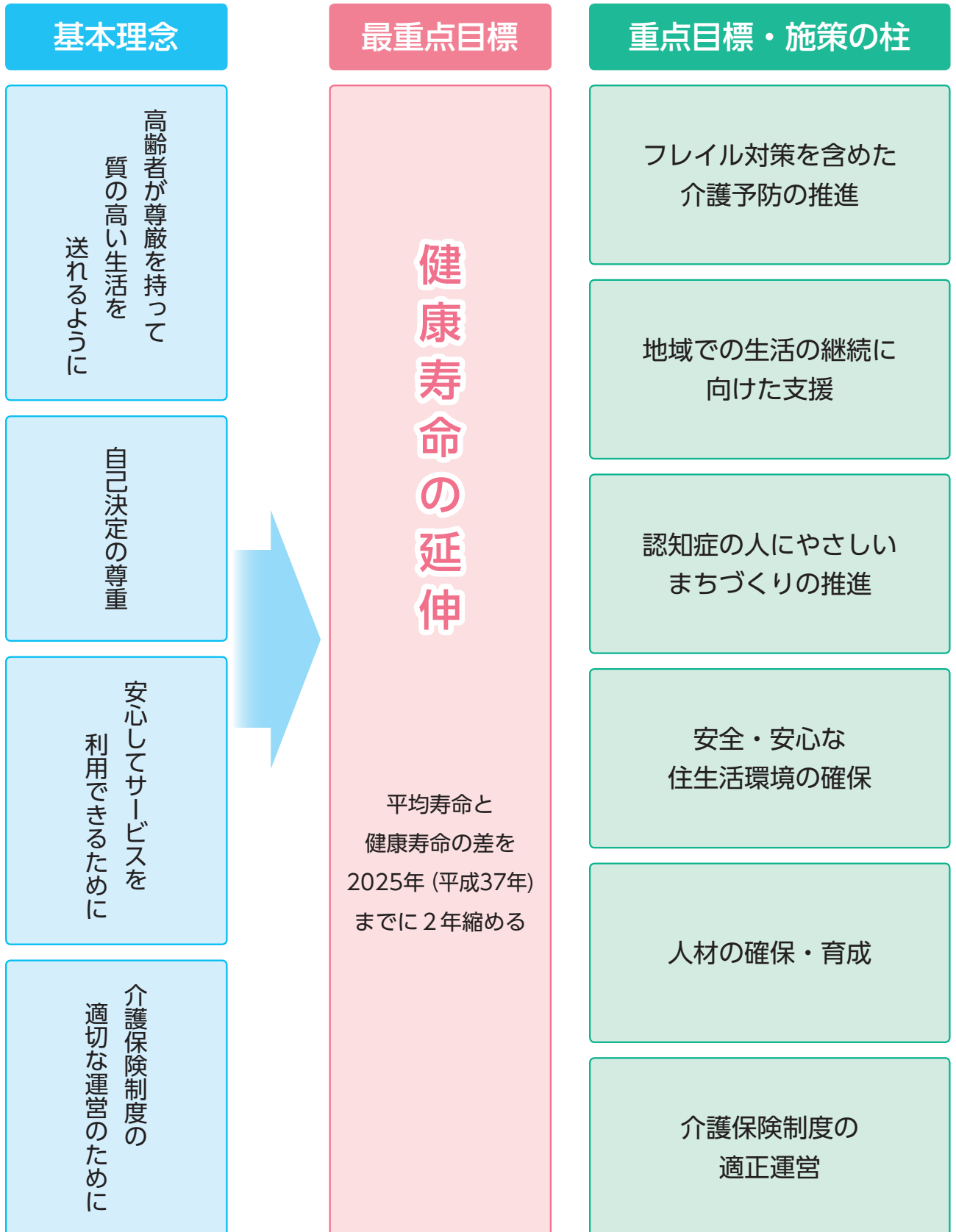
も く じ

I	施策体系	1 ページ
II	最重点目標「健康寿命の延伸」	2 ページ
III	主な施策	3 ページ
IV	介護サービス量等の推計	7 ページ
V	介護保険事業の費用と負担	10 ページ

I

施策体系

第7期介護保険事業計画では、以下4つの基本理念の下、最重点目標と6つの重点目標・施策の柱を掲げて、各種施策を推進していくこととしています。



II

最重点目標 「健康寿命の延伸」

第7期介護保険事業計画では、「市民と行政が一体となって、健康寿命の延伸に取り組み、平成37年度(2025年度)までに健康寿命と平均寿命の差を2年縮めること」を最重点目標としています。

市民 と **行政** が一体となって健康寿命の延伸に取り組み、平均寿命と健康寿命の差を平成37年度(2025年度)までに2年縮めることができた場合



- 人生の最後まで、自分らしく生活を
楽しみながら暮らすことができます。
- 結果として将来的に介護保険料の
上昇抑制にもつながります。

平成37年度(2025年度)の介護保険料基準月額が9,400円程度から8,200円程度に抑制が可能。

1. フレイル対策を含めた介護予防の推進

(1) フレイル対策を含めた介護予防の推進

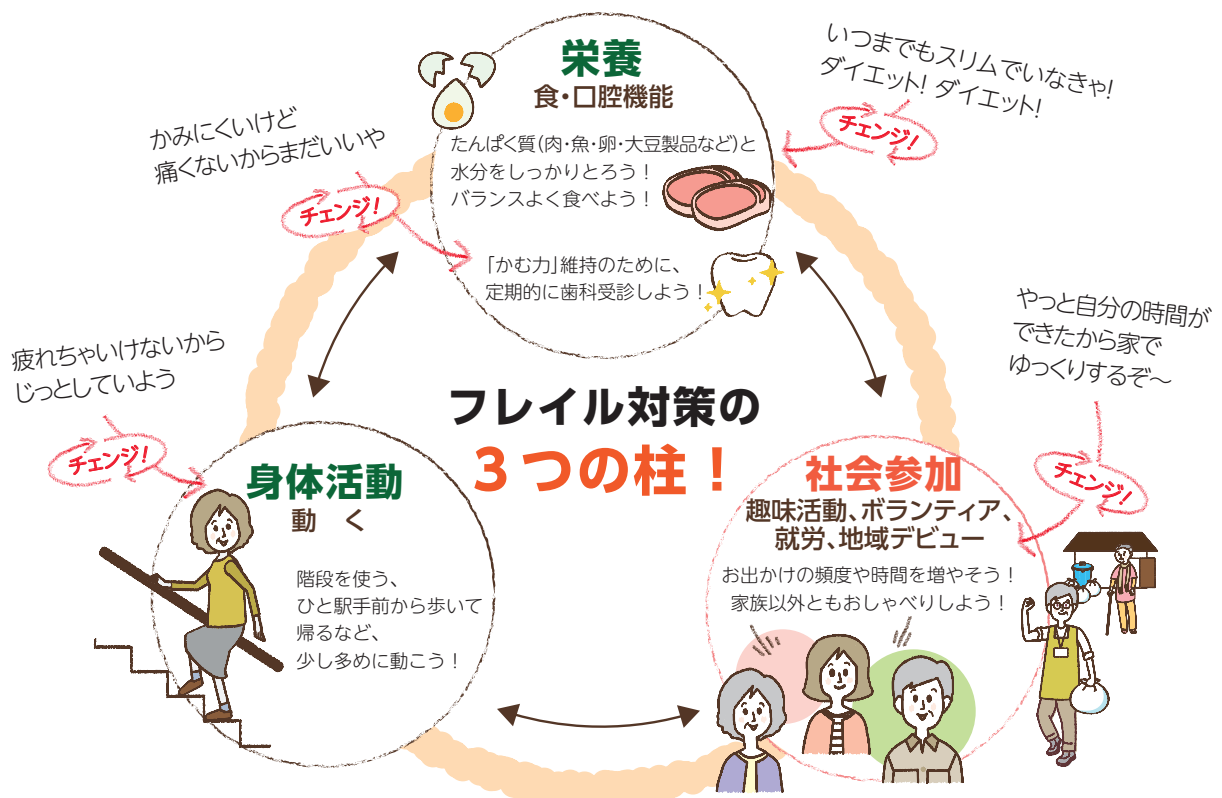
- フレイルチェックの推進
- ケアマネジメント研修等による自立支援推進
- 総合事業の新たなサービスの創設
- 地域拠点型一般介護予防事業の小学校区毎の展開



しかし、フレイルであることに早めに気付いて適切な対策をとれば、元の状態に戻ることもできます。

メタボ予防からフレイル予防にギアチェンジ!

これまでメタボ予防のために、食事量をひかえていた方も、65歳ごろからはフレイル予防へのギアチェンジ（切り替え）が必要です。



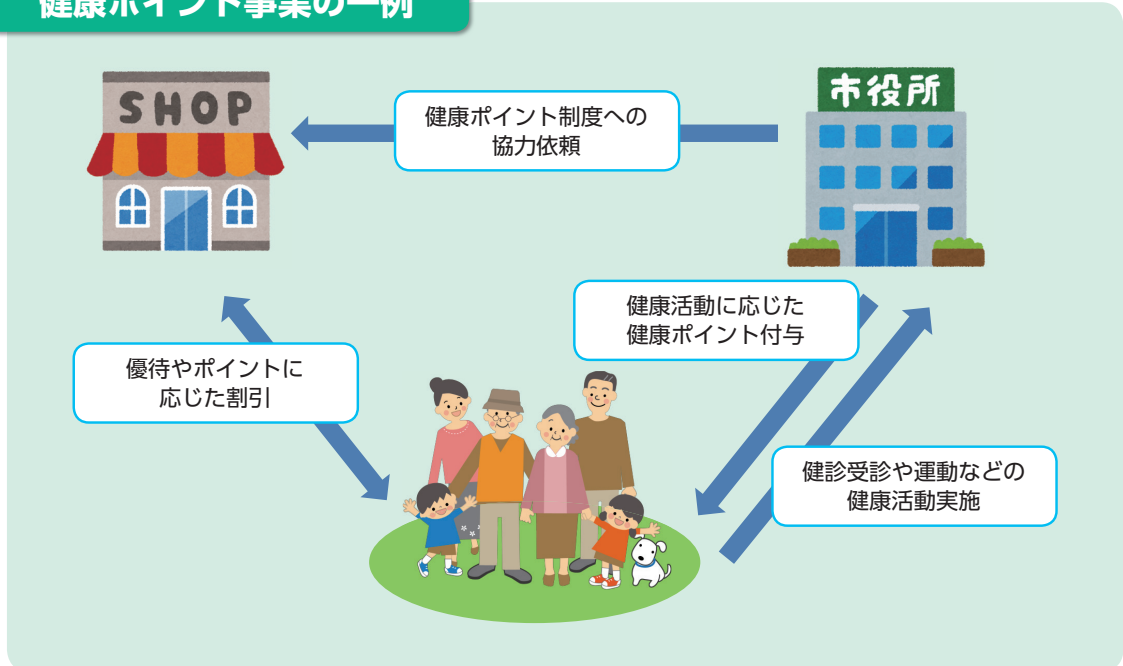
図：東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢教授作成の図を一部改変

Ⅲ 主な施策

(2) 健康づくり対策

- 健康創造都市KOBEの推進（健康ポイント制度導入等）
- 健康診査・がん検診、歯科口腔保健の推進

健康ポイント事業の一例



(3) 生涯現役社会づくり

- 地域の中で生きがいや役割を持てる環境づくり

2. 地域での生活の継続に向けた支援

(1) 地域での支援体制づくり、相談体制の充実

- 要介護者支援センターを核とする地域支え合い体制の推進
- 休日の相談対応促進など、あんしんすこやかセンターの機能強化

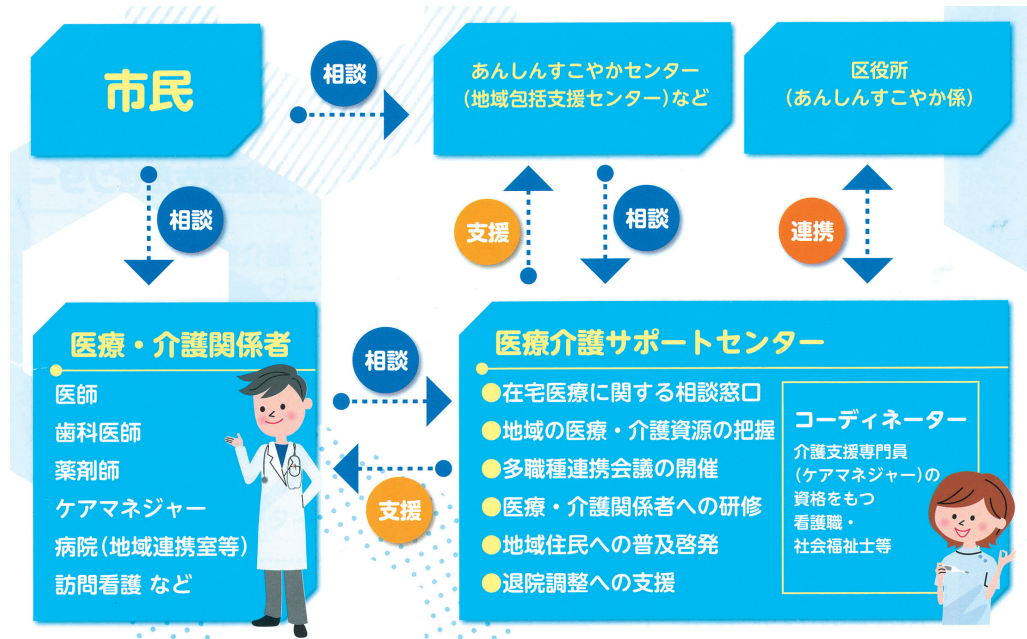


あんしん すこやか センター



(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 医療介護サポートセンターでの取り組み推進



(3) 権利擁護/虐待防止対策

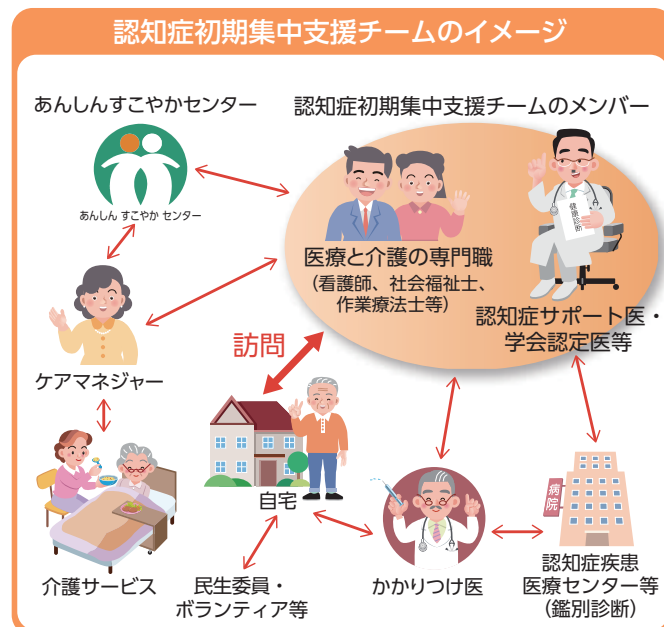
- 成年後見制度の利用手続き相談室の全区開設

(4) 緊急時の対応

- 災害時の基幹福祉避難所となる要援護者支援センター拡充

3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

- 認知症の人が起こした事故に対する救済制度創設
- 早期受診に繋がる体制の確立、認知症疾患医療センター増設
- 全中学校区での認知症高齢者への声かけ訓練
- ICTを活用した行方不明者対策

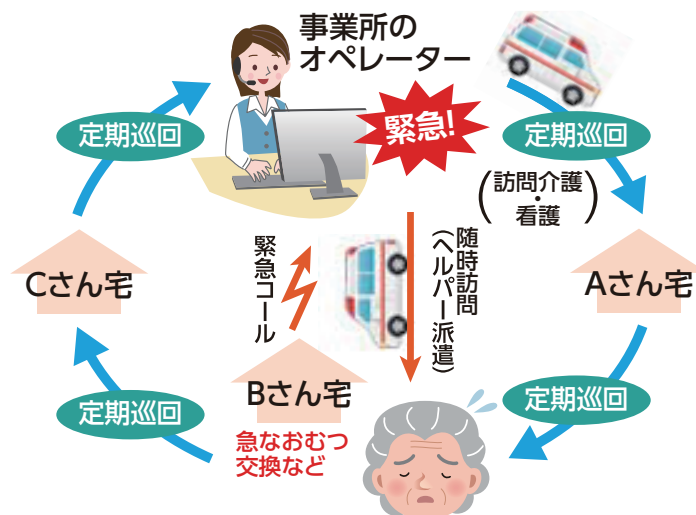


Ⅲ 主な施策

4. 安全・安心な住生活環境の確保

(1) 多様な住まいの確保、施設・居住系サービスの確保

- プライバシーに配慮した特別養護老人ホームにおける多床室整備
- 高齢障がい者に配慮した特別養護老人ホームの入所指針見直し
- 認知症グループホームの整備ユニット上限数拡大
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備拡大



24時間対応型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）のイメージ

(2) 安全・安心な住生活環境の整備

- バリアフリー改修補助、親と子の同居・近居支援

5. 人材の確保・育成

- 神戸市高齢者介護士認定制度の推進
- 外国人受け入れを促進するための取り組みを実施
- ノーリフティング、介護ロボットの普及・啓発
- サービス従事者の資質向上、介護現場の理解促進



6. 介護保険制度の適正運営

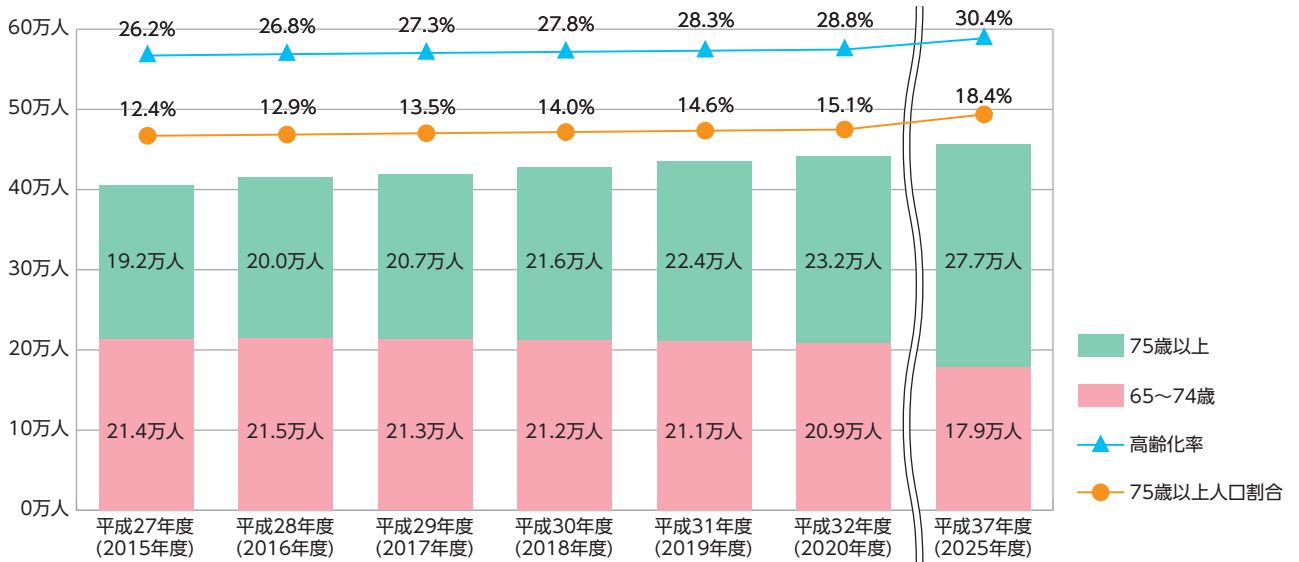
- 国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用したケアプラン点検
- 住宅改修の点検、医療情報突合、第三者求償事務の強化

IV

介護サービス量等の推計

■ 第1号被保険者数と高齢化率の推移

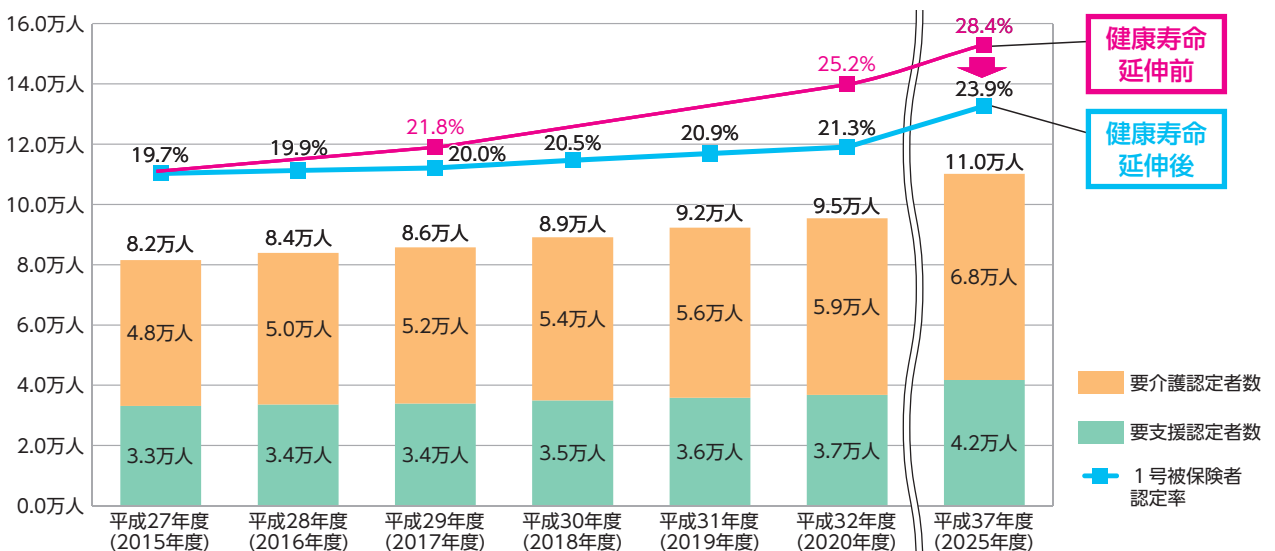
65歳以上の高齢者人口は平成32年（2020年）には約44万人、平成37年（2025年）には46万人となり、約3人に1人が高齢者という状況を迎えることとなります。また、65～74歳の人口は今後減少していきませんが、75歳以上の人口は増加し続け、また、高齢者人口に占める75歳以上の人口の割合は年々増加していく見込みです。



※平成27～29年度（2015～2017年度）は各年度9月末の実績。平成30年度（2018年度）以降は推計値。

■ 要介護等認定者の推移

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）の男女別・年齢階層別・要介護度別の認定率を平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）の認定率の伸びの傾向より推計し、被保険者数の推計に乗じて認定者数の推計を行いました。



※平成27～29年度（2015～2017年度）は各年度9月末の実績。平成30年度（2018年度）以降は推計値。

IV 介護サービス量等の推計

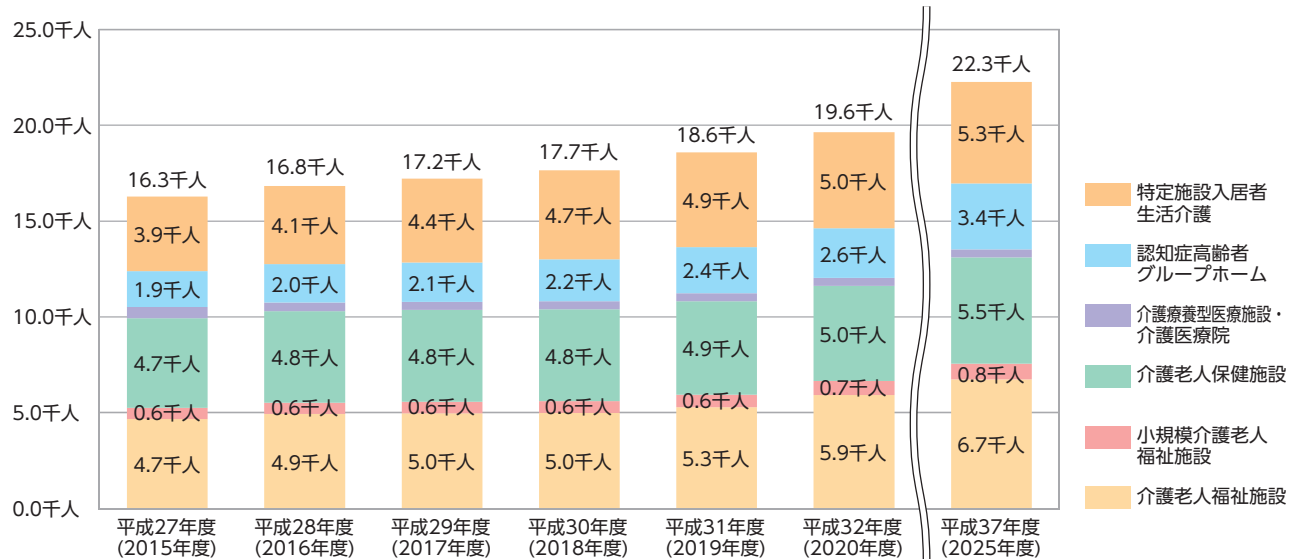
■ 居宅サービス・地域密着型サービス・総合事業の利用者数見込み

居宅サービスの利用見込みにあたっては、過去の実績を基に推計しました。

	単 位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	人数/月	14,087	14,377	14,567
訪問入浴介護	人数/月	878	840	779
訪問看護	人数/月	11,193	12,544	13,849
訪問リハビリテーション	人数/月	1,269	1,364	1,461
居宅療養管理指導	人数/月	12,360	13,921	15,429
通所介護	人数/月	12,271	12,868	13,442
通所リハビリテーション	人数/月	6,502	6,870	7,229
短期入所生活介護	人数/月	4,039	4,224	4,396
短期入所療養介護	人数/月	746	776	784
福祉用具貸与	人数/月	30,420	32,770	35,042
特定福祉用具購入費	人数/月	503	480	439
住宅改修費	人数/月	654	677	694
居宅介護支援	人数/月	41,839	43,553	45,176
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/月	230	308	385
夜間対応型訪問介護	人数/月	10	12	14
認知症対応型通所介護	人数/月	560	608	661
小規模多機能型居宅介護	人数/月	989	1,072	1,137
看護小規模多機能型居宅介護	人数/月	158	211	236
地域密着型通所介護	人数/月	4,147	4,224	4,258
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス	人数/月	13,214	13,551	13,876
通所型サービス	人数/月	10,677	10,950	11,215

■ 施設・居住系サービスの利用者数見込み

施設・居住系サービスの利用見込みについては、市内施設の今後の整備状況等、利用者数を見込んでいます。



■ 施設・居住系サービスの整備計画

第7期介護保険事業計画期間（平成30～32年度（2018～2020年度））における整備目標

		29年度累計 (2017年度)	第7期期間中 整備数	32年度累計 (2020年度)
介護 保険 施設	特別養護老人ホーム (小規模特別養護老人ホームを含む)	6,416	1,100	7,516
	介護老人保健施設	5,531	300	5,831
	介護医療院（介護療養型医療施設 及び介護療養型老人保健施設）	536	—	536
	小 計	12,483	1,400	13,883
認知症高齢者グループホーム		2,541	540	3,081
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム並びにサービス付き高齢 者向け住宅及びケアハウス)		8,846	330	9,176
合 計		23,870	2,270	26,140

V

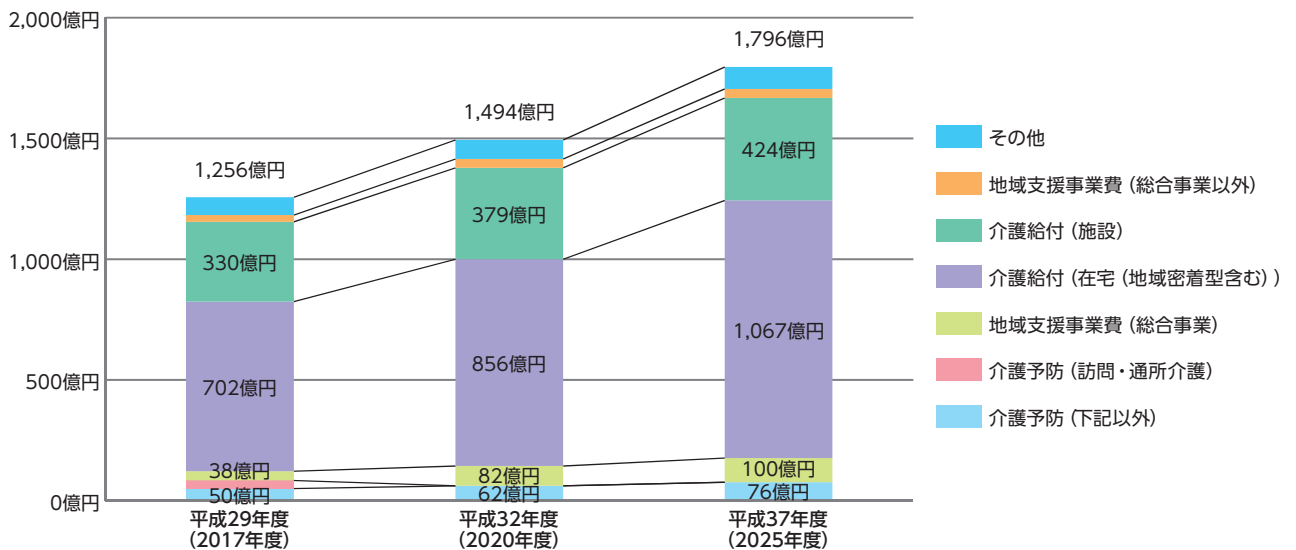
介護保険事業の費用と負担

高齢者人口や要介護等認定者数、介護サービス量の見込み等をもとに算定した平成30～32年度（2018～2020年度）の3か年の給付費総額は、4,207億円になる見込みです。

平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの給付費の見込み（単位：億円）

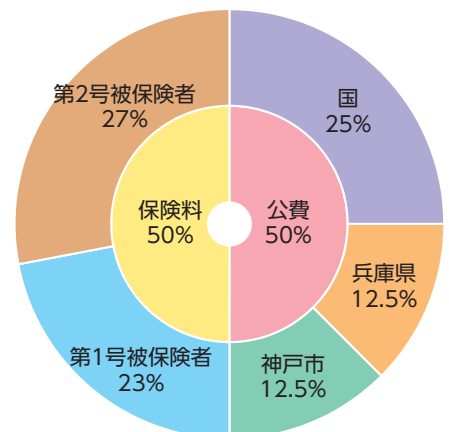
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	3か年合計
標準給付費	1,205	1,289	1,375	3,870
在宅サービス（地域密着型サービスを含む）	797	862	918	2,576
施設サービス	334	351	379	1,064
高額介護サービス費等	74	76	79	230
地域支援事業費	104	115	118	337
介護予防・日常生活支援総合事業	75	79	82	236
包括的支援事業・任意事業費	29	36	36	100
合計	1,309	1,404	1,494	4,207

（参考）給付費の長期推計（健康寿命延伸の目標を達成した場合）



《介護保険事業にかかる給付費の財源のしくみ》

介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）が自己負担となり、残りの9割（一定以上所得者は8割又は7割）が保険から給付されます。原則として、その財源の半分は保険料（65歳以上＝第1号被保険者23%、40歳～64歳＝第2号被保険者27%）、残りは国（25%）、都道府県（12.5%）、市町村（12.5%）の負担（税）で賄っています。したがって、介護サービスの利用量に応じて高齢者全体の保険料も決まることになります。



■ 第1号被保険者の保険料の見込み

第1号被保険者の保険料は、本計画において見込む平成30～32年度（2018～2020年度）の給付費のうち第1号被保険者が負担すべき給付費（給付費全体の23%）を補正第1号被保険者数で割ることによって算定されます。第7期事業計画期間の第1号被保険者の保険料基準月額は、6,260円となります。（第6期5,729円/月）

第7期における保険料の抑制策

第7期の介護保険料設定については、以下の抑制策を実施します。

① 健康寿命の延伸

健康寿命延伸の取り組みにより保険料を抑制します。

② 消費税を財源とする公費を投入した低所得者の保険料軽減

第1段階について、消費税を財源とする公費を投入して、保険料率を0.45から0.40へ引き下げます。

※平成31年（2019年）10月からの消費税変更（8%→10%）に伴い、低所得者に対するさらなる軽減も予定しています。

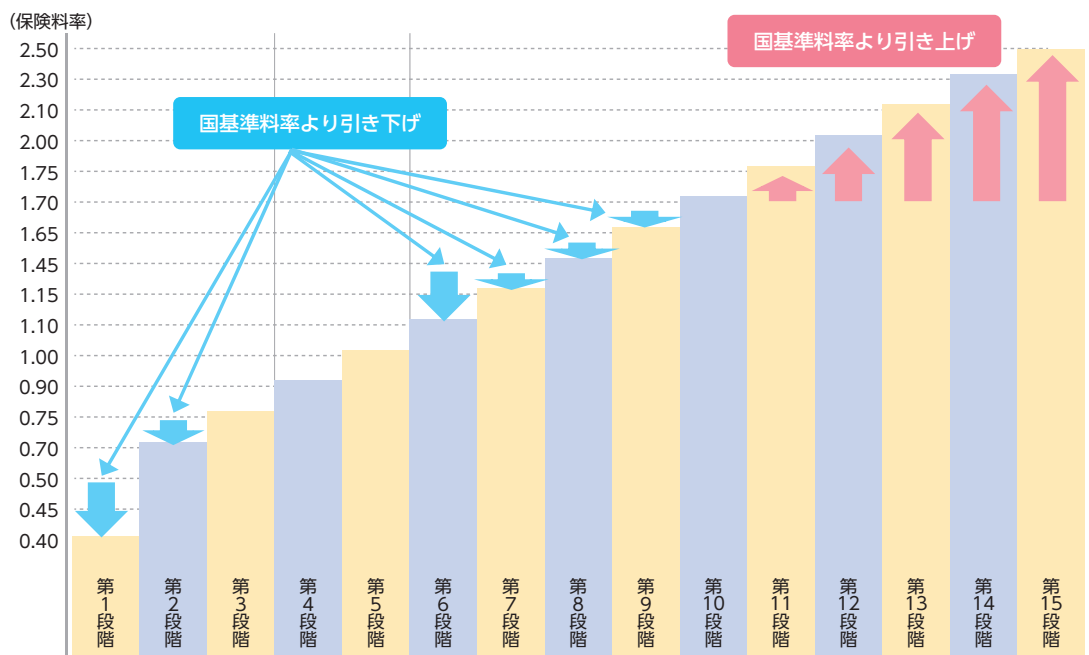
③ 保険料段階の多段階化

保険料段階について、第6期から引き続き、国基準の9段階を15段階に細分化し、より負担能力に応じたきめ細かな段階設定とします。

④ 剰余金の活用

神戸市介護給付費等準備基金の平成29年度末の残高見込額約55億円のうち、2分の1（27.5億円）を取り崩し、保険料の上昇抑制に活用します。

第7期介護保険料段階のイメージ図



V 介護保険事業の費用と負担

第7期介護保険料段階区分別の保険料一覧

区分	対象者		保険料算定方法 (基準額×保険料率)	保険料年額 (月平均)
第1段階	生活保護受給者、 老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）		基準額×0.4	30,048円 (2,504円)
	本人非課税	世帯非課税 本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計 ^{※1} が80万円以下		
第2段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.7	52,584円 (4,382円)
第3段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.75	56,340円 (4,695円)
第4段階	世帯課税	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9	67,608円 (5,634円)
第5段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×1	75,120円 (6,260円)
第6段階	本人課税	合計所得金額 ^{※2} が120万円未満	基準額×1.1	82,632円 (6,886円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.15	86,388円 (7,199円)
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.45	108,924円 (9,077円)
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.65	123,948円 (10,329円)
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額×1.7	127,704円 (10,642円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額×1.75	131,460円 (10,955円)
第12段階		合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額×2	150,240円 (12,520円)
第13段階		合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額×2.1	157,752円 (13,146円)
第14段階		合計所得金額が800万円以上1000万円未満	基準額×2.3	172,776円 (14,398円)
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.5	187,800円 (15,650円)

※1 平成30年度以降は「公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計」から公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します

※2 平成30年度以降は「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します

保険料の減免制度

保険料段階	対象となる方		減免の内容
第1～3段階	収入が少なく生活が困窮している方で、下記の①～③すべてに該当	世帯の年間合計収入が60万円以下（世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり17.5万円を加算した額以下）	第1段階の半額の保険料相当額に減額
第2・3段階		世帯の年間合計収入が120万円以下（世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり35万円を加算した額以下）	第1段階の保険料相当額に減額
	「神戸市在日外国人等福祉給付金」の受給者		//
第4～15段階	失業などにより、本人や家族の所得が前年に比べて大幅に減少した方で、下記の④に該当	<ul style="list-style-type: none"> ●④の理由により世帯の今年1年間の見込所得が前年と比べて半分以下に減る ●1か月あたりの金額が24.5万円以下である ●見込み所得から判断すると、本人または世帯全員が市民税の非課税基準に該当し、保険料段階が当年度4・5段階の方は翌年度1～3段階に、当年度6～15段階の方は翌年度1～5段階に下がると見込まれる。 	所得の減少の度合いなどに応じて、保険料の0.9割～8割を減額（失業などの事実のあった月から年度末まで適用）
全ての段階	災害により被害を受けた方	風水害・火災などにより住宅・家財に著しい被害を受けた方のうち一定の方	被害の程度に応じて、保険料の3割から10割を減免
	刑事施設などに収監された方	刑事施設などへの収監が2か月をこえる場合	収監期間中の保険料の全額を免除

- ① 市民税の課されている方に扶養されていない。
- ② 市民税の課されている方と生計を共にしていない。
- ③ 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる（預貯金額の場合、世帯で350万円以下（世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり100万円を加算した額以下））
- ④ 本人の属する世帯の生計を維持する方が失業した、事業を廃止・休止した、亡くなられた、心身に重大な障害を受けた、長期入院した等のいずれかに該当する場合

高齢者に関するご相談は神戸市の「あんしんすこやかセンター」へ



- あんしんすこやかセンターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が続けられるように支援していくための介護相談窓口です。高齢者や家族からの「介護保険を使いたい」「最近物忘れがあるが認知症ではないか?」「介護に疲れている」といったご相談や、「高齢者宅のポストに新聞が何日分もたまっている」というような、周囲に気になる高齢者を発見した市民や事業者の皆様からのご相談やご連絡を受け付けています。
- あんしんすこやかセンターには保健師または看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員という保健・介護・福祉の資格をもつ専門職を配置しています。相談の内容に応じて専門職が連携して対応します。また、ご相談の内容によっては地域の介護保険事業者や医療・法律の専門機関、地域団体、ボランティアなどのさまざまな関係機関と連携して、身近な地域の中で高齢者の生活を支援する体制づくりを行います。
- あんしんすこやかセンターは概ね中学校区程度の地域ごとに、市内に76か所設置しており、居住地によって担当するセンターが決まっています。

介護保険や高齢者に関する相談・問い合わせ先

内 容	相談・問い合わせ先	受付時間
介護保険制度が知りたいときは (しくみ、手続き、各種の担当窓口など)	神戸市総合コールセンター ☎333-3330	8:00~21:00 (年中無休)
介護保険料や保険証、減免制度について 知りたいときは	お住まいの各区役所(北須磨支所)介護医療係 ※電話番号は下記をご覧ください。 (北神支所には、介護医療係はありません)	平日 8:45~12:00 13:00~17:15
要介護(要支援)認定を受けたいときや 介護サービスを利用したいときは	「えがおの窓口(指定居宅介護支援事業者)」または「あんしんすこやかセンター」 ※電話番号は、神戸ケアネットの「えがおの窓口」(http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/egao/index.html) 「あんしんすこやかセンター」(http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/ansuko-center/index.html) のページをご参照いただくか、下記区役所(支所)または神戸市保健福祉局介護保険課☎322-6228へお問い合わせください。	
要介護(要支援)認定について 知りたいときは	お住まいの各区役所 (北須磨支所、北神支所) あんしんすこやか係 ※電話番号は下記をご覧ください。	平日 8:45~12:00 13:00~17:15
要介護(要支援)認定申請手続きについて 相談したいときは	神戸市介護保険課認定事務センター ☎232-4860 FAX 232-4861	
介護サービスの内容や質に関する相談や 苦情については (まずは、サービス事業者や施設とよく話し合いましょう。)	兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口) ☎332-5617 FAX 332-5650	平日 8:45~17:15
住宅改修について知りたいときは (改修の内容、施行業者の情報提供など)	すまいるネット (神戸市すまいとまちの安心支援センター) ☎222-0005 FAX 222-0106	平日 10:00~17:00 (水曜定休)
上記以外のお問い合わせは	神戸市保健福祉局 介護保険課 ☎322-6228 FAX 322-6049	平日 8:45~12:00 13:00~17:30

区役所・支所等の問い合わせ先

(受付時間:平日 午前8時45分~12時、午後1時~5時15分)
FAX: ■(介護医療係) / ★(あんしんすこやか係)

東灘区役所 ☎841-4131(代表)
FAX ■841-5749 /★851-9333

灘区役所 ☎843-7001(代表)
FAX ■843-7014 /★843-7018

中央区役所 ☎232-4411(代表)
FAX ■232-4029 /★232-1495

兵庫区役所 ☎511-2111(代表)
FAX ■511-2295 /★511-7006

北区役所 ☎593-1111(代表)
FAX ■593-1453 /★595-2381

北神支所保健福祉課 ☎981-8870(要介護認定について)
FAX ★984-2334

長田区役所 ☎579-2311(代表)
FAX ■579-2306 /★579-2343

須磨区役所 ☎731-4341(代表)
FAX ■735-9528 /★735-8159

北須磨支所 ☎793-1212(市民課)
☎793-1335(保健福祉課)
FAX ■796-0528 /★795-1140

垂水区役所 ☎708-5151(代表)
FAX ■705-1481 /★709-6006

西区役所 ☎929-0001(代表)
FAX ■929-0527 /★929-1690

神戸ケアネット <http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/index.html>